

## 昭島市民図書館資料収集方針

### 1 目的

昭島市民図書館は市民の基本的権利として知る自由と学ぶ権利を保障する機関である。図書館は、図書およびその他の資料を収集提供することにより、これらを保障する役割がある。昭島市民図書館は、この役割をはたすために資料の収集に関する方針を定めるものである。

### 2 基本的な考え方

昭島市民図書館は、市民の「教養・調査研究・レクリエーション等に資することを目的とする」（図書館法第2条）施設である。そのための資料の収集にあたっては「図書館の自由に関する宣言」の精神を尊重し以下の方針に基づいて行う。

- ① 著者の思想的、宗教的、政治的立場にとらわれてその著書を排除しない。
- ② 収集は多方面から情報を収集し選定を行う。
- ③ 対立する意見のある事柄は、それぞれの視点に立つ資料を幅広く検討し選定を行う。
- ④ 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、自己規制したりしない。
- ⑤ 図書館員の個人的な関心や好みによって収集しない。
- ⑥ 市民の市民図書館への要望、批判は積極的に受け止め検討し、収集の参考とする。
- ⑦ 資料の収集は、市民図書館職員が選定し、図書館長が最終的な決定を行う。
- ⑧ 市民図書館は、本館を組織の中心として資料の収集、保存についての活動を行う。

3 この収集方針で扱う資料はつぎのとおりとする。

- ① 一般図書
- ② 児童図書
- ③ 新聞・雑誌
- ④ 視聴覚資料
- ⑤ 地域資料
- ⑥ 障害者サービス資料

### 4 資料別収集方針

- ①一般図書 本館は、市民の直接利用に応えるとともに、分館・分室・BM

のバックアップセンターとして、基礎的な図書から資料相談に応じられる参考図書まで幅広く検討し選定する。分館、分室、BMは市民が気軽に利用できる身近な図書館として、新刊書を中心に小説、実用書、入門書、時事問題を扱った図書を収集する。

- ②児童図書 子どもたちが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成に役立つために出来る限り質の高い図書を収集する。本館では、普遍的な価値のある図書を中心に適切な複本を収集する。新刊図書も適宜収集していく。本館の役割としてより多様な児童図書と子どもの本に関心のある大人に向けて児童図書研究書も収集する。分館、分室、BMでは、普遍的な価値のある図書を中心に新刊図書も収集する。
- ③新聞・雑誌 新聞は、本館で主要全国紙を中心に購入する。英字新聞なども検討し購入する。また歴史的にさかのぼって調べる必要から主要紙の全国版、多摩版をマイクロフィルム化し収集する。雑誌は、本館では基本的な雑誌を含め専門誌、児童青少年向けの雑誌を幅広く収集する。分館では、基本的な雑誌を中心に収集する。
- ④視聴覚資料 市民の学習、教養および実用に供するためにカセットテープ、コンパクトディスクを収集する。なお情報メディアの多様化によりビデオテープ、DVDなどの他のメディアも検討していく。紙芝居は全館で収集していく。
- ⑤地域資料 地域の資料を収集、保存、提供し、後世に継承するのは図書館の基本的役割である。
- (ア) 昭島市に関する資料は図書、行政資料、新聞、パンフレット、地図、視聴覚資料など多様な形態の資料を網羅的に収集する。
  - (イ) 昭島市在住者の著作物は内容が地域に関するものでなくても収集する。
  - (ウ) 横田基地・立川基地関係資料・多摩川関係資料を特別収集する。
  - (エ) 多摩、東京都に関する資料は基本資料、歴史的資料及び昭島市についての記述のある資料を中心に充実につとめる。区部については寄贈の行政資料を主に基本資料のみ収集する。
  - (オ) 武蔵国資料・隣接県資料は昭島及び多摩地区の歴史的経緯を踏まえて、基本資料のみ収集する。

⑥障害者サービス資料

## 5 収集に当たっての留意点

- ①洋書 普遍的な評価の児童図書を収集する。文学を中心に一般図書を収集する。
- ②漫画 漫画としての表現世界を確立した作品を収集する。未所蔵の図書へのリクエストは受け付けないものとする。
- ③学習参考図書 学習図書および問題集は収集しない。ただし免許、資格などの取得のための参考図書は収集する。